

# 汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度 ご利用開始までの手引き

平成 27 年 4 月 1 日

各位

一般社団法人 ウォーターフロント協会  
汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度 事務局

『汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度』のご利用手続きについてご案内申し上げます。

## 加入手続きの流れ

### 1. 制度内容の確認

制度事務局より送付された次の書類をご覧の上、制度の内容をご確認下さい。

- 「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度 実施要領（以下、実施要領という）」
- 「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システム使用申請書（以下、システム使用申請書という）」
- 「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明申請書（以下、強度評価証明申請書という）」
- 「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明書（以下、強度評価証明書という）」



### 2. システム使用申請書類の作成及び提出

「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システム（以下、システムという）」のシステム使用申請書に必要事項を記載し、所要の資料を添付して制度事務局担当者に提出して下さい。

- システム使用申請書
- 申請書に添付する資料・・・実施要領 表 - 1 記載資料



### 3. 契約内容の確認

システム使用申請が受理され、システム受け渡しの準備が整うと制度事務局よりメールにて通知が来ます。そのメールに「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムの使用等に関する契約」の契約関連書類が添付されていますのでご確認下さい。

○「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムの使用等に関する契約」



### 4. システム使用許諾契約

契約内容にご同意いただいた場合、契約手続きのため、契約書に記名押印の上、制度事務局担当者に提出して下さい。

○「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムの使用等に関する契約」



### 5. システム使用に必要な物品の受け渡し

システム使用許諾契約締結後、システム使用に必要な以下物品を制度事務局の指示に従って、借り受けまたは購入して下さい。

貸与物品：「協会認証 I C タグ」

購入物品：「協会認証 I C タグの専用読み取り装置一式（ハンディターミナル、クレードル等）」

協会認証 I C タグは、必要個数を制度事務局より送られてくる「I C タグ貸与申込書」にご記入の上、申し込んで下さい。

○「I C タグ貸与申込書」



## 6. システム設定

制度事務局より次の書類が送付されますので、内容をご確認の上、システムの設定を行って下さい。

設定後、システムが使用できるようになります。

- 「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システム動作環境のご案内」
- 「汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システム操作マニュアル」



## 7. 強度評価証明申請書類の作成及び提出

強度評価証明を申請する場合、強度評価証明申請書に必要事項を記載し、所要の資料を添付して制度事務局担当者に提出して下さい。

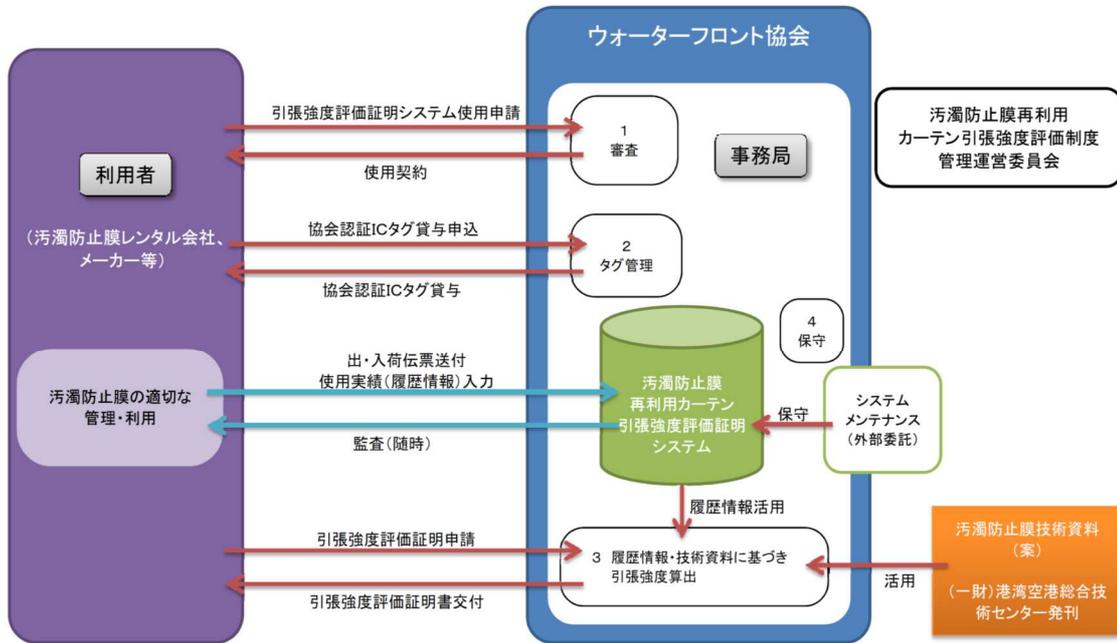
- 強度評価証明申請書
- 申請書に添付する資料・・・実施要領 表 - 2 記載資料



## 8. 強度評価証明書の交付

申請書が受理されると制度事務局より、強度評価証明書が交付されます。

- 強度評価証明書



## 9. その他

ご不明な点がございましたら、制度事務局まで、お気軽にご相談下さい。

一般社団法人ウォーターフロント協会  
 汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度事務局

担当者 : 橋間、藤川

TEL : 03-3453-4191

E-Mail : [kyodoshomei@waterfront.or.jp](mailto:kyodoshomei@waterfront.or.jp)

以上